

平成30年度運送の安全に関する公表資料（結果・情報公開）

セントラル観光株式会社は、平成29年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり運送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、法令遵守の基に社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 運輸安全マネジメント(輸送の安全に関する計画の作成・実行・チェック・改善の一連のPDCAサイクル)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより及び全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全に努めます。
- (3) 輸送の安全に対する情報について、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平勢29年度 目標

- | | |
|------------------|--------|
| ① 人身事故・物損事故ゼロ！ | 未達成(※) |
| ② 飲酒運転、速度超過の撲滅！ | 達成 |
| ③ 法令及び諸規則の遵守！ | 達成 |
| ④ シートベルト着用の周知徹底！ | 達成 |

※バックによる物損事故が多く発生しました。

3. 自動車事故報告規制第2条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、ならびに自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計をお知らせします。

	重大事故		交通事故		内訳
	目標	実績	目標	実績	
平成29年度	0件	0件	0件	3件	3件〔人身0件・物損3件〕
平成30年度	0件		0件		

※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

※交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

4. 輸送の安全に関する組織体制

別紙のとおり

5. 輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実施する。

6. 輸送の安全に関する計画

① 本社における運転者研修

本社において、運転者年間計画を作成し、初任、適齢、現任運転者に対する関係法令の遵守、ヒヤリハット等の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

② 交通安全運動期間中は、事故防止運動を実施します。

- * 春の全国交通安全運動
- * 夏の事故防止運動
- * 秋の全国交通安全運動
- * 年末年始自動車輸送安全総点検

③ 輸送の安全に関する内部監査を年間に1回以上実施し、是正・予防措置を講ずるとともに、継続的改善に努めております。

7. 災害等に関する報告連絡体制

別紙のとおり

8. 輸送の安全に関する安全教育の実施計画

① 事故防止対策会議	毎月1回開催
② リーダー・ドライバーミーティング	四半期毎1回開催
③ ドライバーミーティング	毎月1回開催
④ 事故惹起者に対する指導	事故発生時
⑤ 外部機関の研修会・講習会の受講	随時

9. 輸送の安全に関する安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト及び措置内容

- ・ 全社員で安全管理の取り組み状況の確認を実施しました。
- ・ 実施結果は、見直しと継続的改善への取り組みについて、再徹底を行いました。

10. 行政処分の公表

今年度、行政処分はありません。